福山市子育て支援通訳ボランティア派遣事業実施要綱

（目的）

第１条　市が実施する子育てに関連する事業等において、日本語が十分に理解できないことから子育ての情報を得ることやコミュニケーションをとることが困難な外国人市民等を対象に子育て支援通訳ボランティア（以下「ボランティア」という。）を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、出産・子育ての不安を軽減し、安心して子育てができる環境づくりに資することを目的とする。

（派遣対象）

第２条　派遣対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(1) 市内に居住する者

(2) 出産・子育てに関する相談等の場面において通訳を必要とする者

（登録要件）

第３条　ボランティアとして登録できる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) １８歳以上の者（高校生を除く。）

(2) 日本語を母語とする者は他言語で、日本語以外を母語とする者は日本語で、日常生活に困らない会話ができる程度の語学力を有する者

(3) 個人情報の取扱いに当たっては個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）をはじめとする個人情報保護に関する法令等を遵守し、ボランティア活動時（辞した場合を含む。）に知り得た個人情報について、第三者に漏えい及び不当な利用を行わない者

（登録方法等）

第４条　市長は登録申込書（様式1）を提出し、市が定める養成研修を修了した者をボランティアとして登録者名簿へ登載し、登録者証を交付するものとする。

２　ボランティアは、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに登録事項変更届（様式２）を市に提出しなければならない。

３　ボランティアは、登録を辞退し、又は活動を休止するときは、登録辞退・活動休止（再開）届（様式２）を市に提出し、登録者証を返還しなければならない。

４　ボランティアは、登録者証を紛失等したときは、速やかに市に再発行の申出をしなければならない。

（登録期間及び登録の抹消）

第５条　ボランティアの登録期間は、登録日から当該年度の年度末までとし、次年度以降は原則として毎年度自動更新するものとする。ただし、登録期間内であっても、ボランティアから登録を辞退し、又は活動を休止する旨の申出があった場合やボランティアが次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消するものとする。

(1) 連絡不可能となったとき。

(2) 活動や行為が公序良俗に反する場合又は社会通念上適当でないと認められるとき。

(ボランティアの派遣依頼)

第６条　ボランティアの派遣依頼は、子育てに関する事業等を実施する主管課に所属する職員（以下「事業実施者」という。）が、多様性社会推進課に対して行う。

(ボランティアの活動等)

第７条　ボランティアは、市長の要請に基づき次の各号の活動を行うものとする。

(1)子育てに関連する事業等での派遣対象者と事業実施者間の通訳

(2) 研修会等への参加

(3) その他、ボランティア活動の向上に資する活動

２　活動には市職員が同行または同席し、派遣対象者の自宅へ訪問、もしくは市が設置する施設等へ来所し、行うものとする。

３　ボランティアは、活動時に登録者証を携行し、提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

(報償)

第８条　ボランティアへの報償は、1回当たり３，０００円とし、この額には交通費を含むものとする。

(支払)

第９条　ボランティアが活動を行ったときは、事業実績報告書(様式３)(以下「報告書」という。)を市に提出するものとする。

２　市長は、報告書の内容を審査し、適正に活動を行ったと認めたときは、ボランティアに報償を支払うものとする。

３　市長は、前項に規定する報償の支払を活動した月単位で、その翌月に支払うものとする。

(市の責務等)

第１０条　市長は、ボランティアに対し、必要に応じて研修会の実施や意見聴取等を行うとともに、対象者に対しても必要に応じて意見聴取等を行い、本事業の効果的な推進を図るものとする。

(その他)

第１１条　この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、市長が別に定めることができる。

附　則

１　この要綱は、２０２２年７月１２日から施行する。

２　この要綱は、２０２３年４月１日から施行する。

３　この要綱は、２０２４年２月１日に施行する。

４　この要綱は、２０２５年１１月１日に施行する。